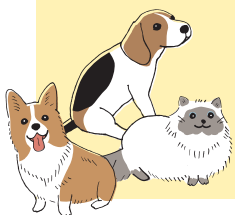


ペットに関連する法令



細川 敦史 Hosokawa Atsushi 弁護士

2001年弁護士登録(兵庫県弁護士会)。朝日新聞社運営のウェブメディアsippoに『おしえて、ペットの弁護士さん』定期連載。動物の法と政策研究会会長、ペット法学会会員



一般的に、法律は、人や人間社会のために制定され、適用されるものです。しかしながら、この地球上に暮らしているのは人間だけではなく、自然環境、野生動物、家畜など人間以外の生物の営みも当然にあります。動物の中でもとりわけペット(愛玩動物)は、多くの家庭で飼われ、人間社会と近いところで、強いかかわりがあるといえます。そのため、動物に関係する法律も、絶対数は多くありませんが存在します。

最も基本的なものとして、1973年に制定された「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下、法)があります。2008年には、ペットの健康に悪影響を及ぼすフードの製造、輸入、販売を禁止する「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(ペットフード安全法)」ができました。犬の飼い主については、古くから狂犬病を予防、まん延を防止するための「狂犬病予防法」があり、市区町村への登録や年1回の予防注射が義務づけられています。また、あまり知られていないと思いますが、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」(環境省告示。以下、家庭動物等基準)で、犬猫等の飼い方に関するルールが明記されています。

今回は、動物に関連する法令のうち、ペットの中でも飼育頭数が多い犬猫の飼い方について定めたものをいくつか紹介します。

マイクロチップ装着および登録の義務化

マイクロチップは、長さ1cm程度の小さな電子標識器具で、その中に15桁の識別番号が内蔵

されています。これを獣医師が犬猫の皮下(首の後ろが一般的)に埋め込み、識別番号とひもづけられた所有者情報を登録しておくことで、保護されたときなどに専用のリーダーで読み取り、確実な個体識別ができるとされています。

従前、マイクロチップは、犬猫の個体識別方法の1つとして公益社団法人日本獣医師会が推進し、一部ペットショップでも積極的に装着の取り組みが行われていました。もっとも、法律上の根拠はなく、あくまでも任意とされてきたことや、ペットショップ等で入れてもらったものの、肝心の所有者情報がまったく登録されていない(空チップ)、所有者や住所が変わったのに情報が更新されない(古チップ)など、機能しない問題が指摘されるなどの理由で、普及率は決して高くはありませんでした。

それが、2019年の法改正により、犬猫に対するマイクロチップの装着と、国が指定する情報登録機関(日本獣医師会)に所有者情報等を登録することが義務化されました。3年の準備期間を経て2022年6月1日に施行されました。

ただし、マイクロチップの装着と最初の登録は、犬猫の販売業者(繁殖業者を含む)のみに課される義務であり、一般の飼い主については努力義務とされ、既にペットとして飼われている犬猫に装着することは特に強制されません。

また、所有者が変わったときの変更登録も義務となります。今後ペットショップやブリーダー等から犬猫を購入した飼い主は、自身の情報を情報登録機関に登録しなければなりません。

その結果、今後販売される犬猫のすべてに、

正しい所有者情報が入ったマイクロチップが装着され、①迷子になったときに見つかりやすくなる ②飼い主情報が入った犬猫を普通は捨てないため、遺棄の防止に役立つことが期待されます。さらに、③繁殖業者の段階でマイクロチップが入ることで、犬猫が生まれてから、どのようなルートで、どのように所有者が変遷してきたのかをたどることが可能となります。自動車の登録制度のようになると思われます。

なお、犬の飼い主が情報登録機関に変更登録をすると、狂犬病予防法に基づく市区町村への登録とみなし(情報登録機関から市区町村へ通知されます)、装着されたマイクロチップは同法上の鑑札かんさつとみなすという特例が定められています(法39条の7第2項)。

多頭飼育に関する法令の規制

動物の所有者については、法7条において、適正飼養しやうじやう、逸走防止、終生飼養、繁殖制限措置、個体識別措置等が定められていますが、これらは責務・努力義務といった緩やかな規制にとどまっています。そのため、みだりな殺傷、虐待、遺棄という犯罪行為に至らない限り、飼い主がこれらの努力義務を守らなかったとしても、強制力を伴う手続きは予定されていません。その意味で、飼い主規制としては弱く、実効性に乏しいものといえます。

ただし、2014年の法改正のあたりから、生活環境の保全上の支障を防止することが強調され、規制が強まりつつあります。周辺住民の良好な生活環境を守るために、飼い主の取り扱いが一定程度制限される方向になっています。その趣旨が具体的に表れた条文が、法25条にあります。多頭飼育に限らず、動物の不適正な飼育によって周辺の生活環境が損なわれている場合、

都道府県等は、飼い主に必要な助言指導を行い、より問題がある場合は改善勧告や措置命令を出すことができます。措置命令に違反した飼い主には、50万円以下の罰金が科せられる可能性があります。動物の不適正な飼育により虐待を受けるおそれがある事態が生じていると認められる場合も、同様の手続きが定められています。

また、都道府県等がこれらの指導監督権限を適切に行使するためには、前提として、家の中に、どんな動物が何頭、どのように暮らしているのかを正しく把握する必要があります。そのために、飼い主に報告を求めたり、立入検査をしたりできます。加えて、自治体によっては、条例で、犬や猫の頭数が一定数を超える場合に、飼い主の届け出義務を定めているところもあります。2019年10月に環境省が実施したアンケート^{*1}の時点で、約23%の都道府県等が導入済みで、それ以降もいくつかの自治体で届け出制度ができています。ほとんどは、犬と猫の合計が10頭以上の飼い主に届け出をさせるというものですが、佐賀県、石川県^{*2}は合計6頭以上の場合と厳しい内容となっています。

飼育頭数が基準を上回ったにもかかわらず届け出を怠った飼い主に対し、おおむねどの条例でも過料の制裁が定められています。もっとも、届け出をしなかった飼い主にこの罰則を運用しているかは確認が難しく、また、届け出制度の周知が徹底されていないことなどから、基準を超えた頭数を飼育していても、届け出をしない飼い主が多いといわれています。

家庭動物等基準

家庭動物等基準には、一般原則に続いて、共通基準についての定めがあります。例えば、健康および安全の保持、生活環境の保全、適正な

*1 環境省「令和元年度 社会福祉施策と連携した多頭飼育対策推進事業 アンケート調査結果(詳細)【確報】(単純集計・自由回答)」(2020年3月)
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0303a/ref03.pdf

*2 「石川県動物の愛護及び管理に関する条例」(2022年4月1日施行)

飼養数、繁殖制限、動物の輸送、人畜共通感染症の知識習得、逸走防止、危害防止、緊急時対策の項目ごとに基準が定められています。そのうえで、飼育頭数が多い犬と猫について、個別に飼養保管に関する基準が定められています。

具体的には、犬については、放し飼いを行わない、係留する場合は道路に接しないよう留意する、鳴き声や糞尿の放置により周辺住民の生活に著しい支障を及ぼさないよう努める、適正なしつけを行う、屋外で運動させる場合は制御できる者が引く（ノーリードの禁止）、引綱の点検調節、場所・時間帯等に十分配慮するなどの内容が定められています。

また、猫については、周辺環境に応じた飼養を行い、人に迷惑を及ぼさないよう努める、疾病の感染防止や不慮の事故防止のために屋内飼養に努める、屋内飼養をしない場合は不妊去勢手術等繁殖制限措置を講じる（これは努力義務より強い義務とされています）、その他、飼い主のいない猫を管理する場合は、不妊手術を行い、地域住民の十分な理解のもとに管理を実施するよう努めることが明記されています。

なお、犬猫いずれについても、やむを得ず飼えなくなった場合は適正な飼い主への譲渡に努めること、幼齢販売規制の趣旨を考慮し、離乳前に譲渡しないなど、犬猫の社会化を意識した定めが置かれています。

ペットをめぐるトラブル

ペットは、常に飼い主の思いどおりに動いてくれるものではありません。刺激などにより、想定しない行動をとることもあります。そのため、特に家から出るときは、ペットの行動を可能な限り制御する必要があります。

例えば、散歩中に自分の犬が他人や他人の連れている犬を噛んで負傷させてしまった場合、原則として、動物占有者の責任に基づき、犬を負傷させた場合はその飼い主に、人を負傷させた

場合はその人に対し、損害賠償責任を負います。受傷の程度が酷く、治療しても後遺障害が残るような場合は、民事訴訟で1000万円以上の損害賠償を命じられることも珍しくありません。

また、鳴き声による騒音や多頭飼育状態で清掃などが行き届かず臭いが屋外に出てくると、近隣住民から繰り返し対応を求められることもあるでしょう。それに応じなかったり、改善できなかったりした場合は、慰謝料などの損害賠償請求や、分譲マンションの管理組合から飼育の差止請求を受けることもあります。多くの場合には、社会生活上の受忍限度を超えるかどうか争点となり、常に認められるわけではありませんが、トラブルに発展すること自体が経済的・精神的に負担になるといえます。

犬や猫をペットショップで購入する場合も注意が必要です。モノと違って命があり、病気を持っている場合もあります。売り手側で、健康状態をチェックしたうえで問題がない場合に販売されるものですが、目に見えない先天性疾患を有し、獣医師の診察でも見つからないことも時にあります。犬や猫の種類、サイズによって傾向のある病気もあり、事前によく調べてから購入したほうがよいでしょう。

最後に

ペットの飼い主には法令上の義務があり、それ以外にも、集合住宅に居住していれば管理規約や賃貸借契約、外に出ることがあれば、公園やドッグランでのルール、公共交通機関や利用する施設のルールを守る必要があります。

「ペットは家族の一員」といわれるようになって久しいですが、「社会の一員」として社会に受け入れられるためには、それぞれの飼い主が、法令上の義務や社会で定められたルールを守ることが大切といえるでしょう。